

第248回神奈川県都市計画審議会[審議案件等の概要]

日時：令和8年7月22日（水）14:00～16:00（予定）
場所：神奈川県庁 本庁舎3階 大会議場(Web併用)

審議案件

（１） 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定（横須賀市）

本案件は、横須賀市の工業専用地域内において、産業廃棄物であるがれき類を破砕処理するため、産業廃棄物処理施設として、建築基準法の規定による位置の指定を行うものです。

報告事項

（１） 逗子都市計画道路の変更（３・６・５号桜山長柄線、３・４・１号横須賀逗子線）に係る公聴会について

本件は、令和8年3月に開催した逗子都市計画道路の変更（３・６・５号桜山長柄線、３・４・１号横須賀逗子線）に関する都市計画公聴会について、公述意見の要旨と県の考え方を報告するものです。

（２） 葉山都市計画道路の変更（３・６・10号長柄上山口線）に係る公聴会について

本件は、令和8年3月に開催した葉山都市計画道路の変更（３・６・10号長柄上山口線）に関する都市計画公聴会について、公述意見の要旨と県の考え方を報告するものです。